

銀座街づくり会議

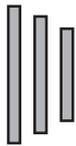
〒104-0061 東京都中央区銀座4丁目6-1 銀座三和ビル3F

PHONE: 03-3567-1535 ● FAX: 03-3563-0236 ● E-mail: ga-tpc@ginza.co.jp

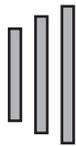
● このNEWSLETTERは、銀座通連合会会員、銀座街づくり会議関係者の方々にお送りしています ●

7月25日（月）、2回目の中央区との協議会が開催されました。ニューズレター23号でお伝えしたとおり、今年度のテーマは「大規模開発についての考え方」と「屋上

工作物についてのルール」の2つです。提案を受けて銀座では評議会を開催し、話し合いをしました。



中央区+銀座街づくり会議 協議会 第2回が開かれました！！



屋上工作物の高さ制限と、 デザイン協議会

—— 銀座の屋上工作物は、晴海通り、銀座通り、外堀通りに、規模が大きく視認性を考慮した商業目的のものが集中しています。中地では、規模の小さいものが多く、商業目的と目隠し目的、双方が設置されています。平均高さは9・28メートルですが、新しいルールとしては、階高が高くなっていることをかんがみて、「高さを12メートル（約3層分）までと決めてはどうか」という提案が、区からなされました。

また、工作物、広告物（屋上広告、袖看板や壁面看板を含む）そして建物の色やデザインについても銀座らしい、街並みに即したものにしていきたいものです。しかし、それらは数値化したりルール化するのが困難です。また、各通りの個性やエリアごとの特色などによっても判断が異なってきます。そこで、「銀座デザイン協議会（仮称）」をつくり、地域の目で個別に判断していく仕組みをつくってはどうか、との提案が区からなされました。

そのような協議会ができれば、街が自らの手で街並みデザインを判断してゆく、全国でも画期的な試みとなります。しかし、銀座に持ち込まれる新しい工作物、広告、新築物件の数は多く、それらをひとつひとつ街の人たちが判断してゆくのは、たいへんな労力を要することでもあります。メンバーをどうするか、決定のしくみ等も検討していかなくてはなりません。



銀座における大規模開発の考え方

大規模開発については、松坂屋を含む6丁目案件、歌舞

伎座案件があります。いずれもまだ、具体的な提案は出てきていません。

銀座にはすでに「地区計画・銀座ルール」があり、それに基づかない計画、他の法律に基づく計画は、地元と区の合意がなければ成立しません。その計画が「銀座と調和する計画か」「銀座をよりよくする計画か」という観点とともに、銀座まちづくりの将来像を見据えたうえで、「大規模開発についての考え方」をつくりあげていく必要があります。



評議会での議論

以上の提案に対して、銀座では8月9日に評議会を開催して話し合いをしました。屋上工作物については、まず実際の工作物の機能、通りごとの特性、銀座における広告と工作物の考え方などをそれぞれ具体的に調査し整理したうえで、高さ制限（12メートルでよいのか）やデザインのルールづくりをしていこうということになりました。

また、銀座デザイン協議会（仮）については設立が急がれる一方、まずは客観的データもふまえ、きちんとした判断基準となる、かつ創造性のあるガイドラインを策定していかなくてはならないことが確認されました。その運用のためには、従来の組織のなかでの位置づけをはっきりとさせたうえで、事務局体制の強化が必要です。

銀座街づくり会議では、屋上工作物についての実地調査とヒヤリングをすすめ、デザイン・ガイドラインづくりのための作業にはいりたいと思います。

大規模開発について、屋上工作物について、ご意見を銀座街づくり会議までお寄せください。